横手市告示第６７号

横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱を次のように定める。

平成２８年　４月　１日

横手市長　髙　橋　　　大

　　　横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、市民が組織する団体（以下「団体」という。）が実施する集団資源回収活動（以下「資源回収」という。）に対し奨励金を交付することにより、ごみの減量及び再資源化を推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

（対象品目）

第２条　奨励金の交付対象となる品目は、次に掲げるものとする。

　（１）　古紙類（新聞紙、雑誌・雑紙及びダンボール）

（２）　金属類（アルミ缶及びスチール缶）

（３）　生きびん類（一升びん、ビールびん及びジュースびん）

　（４）　古布類（布類及び衣類）

（対象団体）

第３条　奨励金の交付対象となる団体は、営利を目的としない市内の町内会、老人クラブ、子ども会、ＰＴＡ等の地域団体及び再資源化を推進しようとする団体とする。

（団体の登録）

第４条　奨励金の交付を受けようとする団体は、集団資源回収活動団体登録申請書（様式第１号）を市長に提出し、登録しなければならない。

２　市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、集団資源回収活動団体登録通知書（様式第２号）により当該登録された集団資源回収活動団体（以下「登録団体」という。）に通知するものとする。

３　登録団体は、登録事項を変更し、又は活動を廃止したときは、集団資源回収活動団体登録事項変更・廃止届出書（様式第３号）により市長に届け出なければならない。

（回収業者の登録）

第５条　登録団体の資源回収を行おうとする回収業者は、集団資源回収業者登録申請書（様式第４号）を市長に提出し、登録しなければならない。

２　市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、集団資源回収業者登録通知書（様式第５号）により当該登録された回収業者（以下「登録業者」という。）に通知するものとする。

３　登録業者は、登録事項を変更し、又は資源回収を廃止したときは、集団資源回収業者登録事項変更・廃止届出書（様式第６号）により市長に届け出なければならない。

　（奨励金の額）

第６条　奨励金の額は、次のとおりとする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

　（１）　第２条第１号に掲げる品目　１キログラム当たり７円

　（２）　第２条第２号から第４号までに掲げる品目　１キログラム当たり５円

（実績報告及び交付申請）

第７条　奨励金の交付を受けようとする登録団体は、集団資源回収活動実績報告書兼交付申請書（様式第７号）を次の各号に掲げる実施期間の区分に応じ、当該各号に掲げる提出期限までに市長に提出するものとする。

　（１）　４月から６月まで　７月１０日

　（２）　７月から９月まで　１０月１０月

　（３）　１０月から１２月まで　１月１０日

　（４）　１月から３月まで　３月３１日

（奨励金の交付）

第８条　市長は、前条の規定による報告書兼申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の額を確定し、及び奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還等）

第９条　市長は、登録団体又は登録業者に虚偽の申請その他不正な行為があったと認めたときは、登録を取り消し、及び既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（報告等）

第１０条　市長は、必要と認めたときは、登録団体及び登録業者に対し、報告を求め、又は検査をすることができる。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

集団資源回収活動団体登録申請書

年　　月　　日

横手市長　　様

住　所

代表者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話

　横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり団体登録を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 回収品目 | 古　紙　類【　新聞紙　雑誌・雑紙　ダンボール　　】  金　属　類【　アルミ缶　スチール缶　　　　　　　】  生きびん類【　一升びん　ビールびん　ジュースびん　】  古　布　類【　布類　衣類　　　　　　　　　　　　】 |

様式第２号（第４条関係）

集団資源回収活動団体登録通知書

年　　月　　日

代表者　　様

　　　　横手市長

　横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱第４条第２項の規定により、下記のとおり団体登録したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 団体の名称 |  |
| 回収品目 | 古　紙　類【　新聞紙　雑誌・雑紙　ダンボール　　】  金　属　類【　アルミ缶　スチール缶　　　　　　　】  生きびん類【　一升びん　ビールびん　ジュースびん　】  古　布　類【　布類　衣類　　　　　　　　　　　　】 |

様式第３号（第４条関係）

集団資源回収活動団体登録事項変更・廃止届出書

年　　月　　日

横手市長　　様

住　所

代表者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話

　横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱第４条第３項の規定により、下記のとおり団体登録事項の変更・廃止を届け出します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更する登録事項  ・廃止する理由 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

様式第４号（第５条関係）

集団資源回収業者登録申請書

年　　月　　日

横手市長　　様

住　所

代表者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話

　横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり業者登録を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 受入品目 | 古　紙　類【　新聞紙　雑誌・雑紙　ダンボール　　】  金　属　類【　アルミ缶　スチール缶　　　　　　　】  生きびん類【　一升びん　ビールびん　ジュースびん　】  古　布　類【　布類　衣類　　　　　　　　　　　　】 |

様式第５号（第５条関係）

集団資源回収業者登録通知書

年　　月　　日

代表者　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横手市長

　横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱第５条第２項の規定により、下記のとおり業者登録したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 受入品目 | 古　紙　類【　新聞紙　雑誌・雑紙　ダンボール　　】  金　属　類【　アルミ缶　スチール缶　　　　　　　】  生きびん類【　一升びん　ビールびん　ジュースびん　】  古　布　類【　布類　衣類　　　　　　　　　　　　】 |

様式第６号（第５条関係）

集団資源回収業者登録事項変更・廃止届出書

年　　月　　日

横手市長　　様

住　所

代表者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話

　横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱第５条第３項の規定により、下記のとおり業者登録事項の変更・廃止を届け出します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更する登録事項  ・廃止する理由 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

様式第７号（第７条関係）

集団資源回収活動実績報告書兼交付申請書

年　　月　　日

横手市長　　様

住　所

代表者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話

　横手市集団資源回収活動奨励金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名 |  | | |
| 活動実施日 |  | | |
| 回収品目 | 数量（㎏）  びん類に限り本数での報告も可 | | 回収業者名 |
| 古紙類 | ㎏ | |  |
| 金属類 | ㎏ | |  |
| 一升びん | 本 | ㎏ |  |
| ビールびん（大） | 本 | ㎏ |  |
| ビールびん（中） | 本 | ㎏ |  |
| ビールびん（小） | 本 | ㎏ |  |
| ジュースびん | 本 | ㎏ |  |
| 古布類 | ㎏ | |  |